

平成22年度

**自動車低公害化促進資金**

この制度は、中小企業の方が低公害車等を購入する際、東京都が融資をあっせんし、東京信用保証協会の信用を得て、取扱金融機関が融資するものです。

**《融資対象》****○ ポスト新長期規制適合車又は指定低公害・低燃費車の購入**

☆上記車両は、旧規制車両を廃車して新車両へ買い換える必要はありません。

\*指定低公害・低燃費車については、4ページの環境局ホームページを御参照ください。

\*電気自動車及び燃料電池自動車は、指定低公害・低燃費車となります。

\*ポスト新長期規制適合車は、乗用車を除くディーゼル・CNG車のみが対象となります。

**○ 新長期規制適合車への買換え**

☆現在所有の旧規制車両を廃車して新長期規制適合車へ買い換える場合のみ制度が御利用になれます。また、次の条件をすべて満たしている場合に限りです。

\*車両総重量が同等程度の買換えであること。

\*現在所有の車を廃車（道路運送車両法第15条又は第16条に基づく抹消）すること。

\*廃車する車の車検証上の所有者が申込者と同一であること。

\*廃車する車が東京都のディーゼル車規制に適合している、又は規制対象外であること。

\*乗用車から貨物車等（その逆を含む。）、使用目的が異なる自動車への買換えでないこと。

\*乗用車の場合、購入車両は新長期規制の基準を50%以上低減した低公害車（星3つ以上）であること。

**《融資条件等》**

融資限度額：1億円／1企業（年度内の合計額）

☆融資対象額には車両本体とともに、架装、必要付属品（オプション）、自動車取得税、自動車重量税、自賠責保険料、手続代行費用、法定費用等の諸経費及び消費税も含まれます。

融資利率：都受付時の長期プライムレート以内（固定金利、年利）

貸付期間：7年以内

償還方法：6か月据置 毎月元金均等返済

**《東京都の補助率》**

車両の種類	適用期間	東京都補助率	
		区分	利子補助 保証料補助
ポスト新長期規制適合車	全期間	1	3 / 4 4 / 5
指定低公害・低燃費車 新長期規制適合のガソリン・LPG車	全期間	2	1 / 2 2 / 3
新長期規制適合のディーゼル車 *総重量 1.7t 超 2.5t 以下、3.5t 超 12t 以下のもの	平成22年9月まで	3	1 / 4 1 / 3
	平成22年10月から		
新長期規制適合のディーゼル車 *総重量 1.7t 以下、2.5t 超 3.5t 以下、12t 超のもの	全期間		

**《受付期間》**

平成22年4月1日（木）から平成23年3月31日（木）まで

**《申込先》**

取扱金融機関からお申込みください。\*取扱金融機関については4ページを御覧ください。

## 《融資を利用できる方》

- ① 中小企業者（個人事業者も含む。）又は組合で、東京信用保証協会の保証対象事業を営んでいること。
- ② 東京都内に住所（法人の場合は、主たる事業所）を有し、かつ事業を営んでいること。
- ③ 都の法人（又は個人）事業税等を滞納していないこと。
- ④ 購入予定車は**未使用で未登録**（中古車は対象外）のもので、購入後都内で登録すること。
- ⑤ 連帯保証人（会社－代表者個人、組合－原則として代表理事）を有すること。

なお、個人事業者の場合は原則として連帯保証人は不要

※ この融資の保証を含めた保証残高が、8,000万円を超えるものは、必要に応じ物的担保が必要です。

## 《申込時に必要な書類》

次の書類をすべて取扱金融機関へ提出してください。

●原本 ○写し

申 込 み に 必 要 な 書 類	東京都	保証協会	金融機関
1 環境保全資金融資あっせん申込書（区分ごとに作成すること。）* 1	●		
2 法人(個人)事業税又は法人(個人)都民税の納税証明書（都税事務所等）	● * 4	● * 4	
3 法人登記簿謄本（個人＝住民票記載事項証明書）	● * 4	● * 5	○
4 購入予定車両・架装等申込資金に係る見積書 * 2	●	○	○
5 購入予定車両・架装等の諸元表 * 3	○	○	○
6 信用保証依頼書（金融機関支店長印必要）		●	○
7 信用保証委託申込書・契約書		●	
8 申込者及び連帯保証人の印鑑証明書	○	● * 5	
9 直近2期分の確定申告書（決算書）		○	○
10 廃車する車両の車検証 * 6	○		
11 廃車する車両が粒子状物質減少装置装着車の場合は、装置装着証明書 * 6	○		

\* 1 区分が異なる車両を複数同時に申し込む場合、申込書はそれぞれ区分ごとに作成すること。

\* 2 見積書には、販売店の社印が必要

\* 3 諸元表（車両カタログに記載されています。）には、車両型式、車両総重量が明記されていること（対象車両部分に○を付けてください。）。

\* 4 年度内にこの制度を重複して申し込む場合は、省略可

\* 5 保証協会に初めて申し込む場合及び登記事項に変更がある場合は原本、それ以外は写しで可

\* 6 10及び11は、ポスト新長期規制適合車又は指定低公害・低燃費車購入の場合のみ不要

## 《事務の流れ》

- ① お客様が申込書等を取扱金融機関に提出する。
- ② 取扱金融機関が、東京都用と保証協会用の書類を合わせて、東京都へ送付する。
- ③ 東京都が、融資あっせんの可否を決定する。
- ④ 東京都が、決定通知書をお客様に発送し、東京信用保証協会へ書類を送付する。
- ⑤ 東京信用保証協会の審査完了後、信用保証諾否の通知がお客様に届く。
- ⑥ 取扱金融機関から、融資が実行される。
- ⑦ 融資実行後、取扱金融機関が貸付実行報告書等を東京都に送付する。
- ⑧ 車両の購入・登録手続後、お客様が東京都に完了届等を送付する。

## 《完了届の提出と融資実行・振替時期》

融資を受けた後、3か月以内に購入し、車検登録後30日以内に、次の書類を東京都に送付してください。

(1) 完了届兼利子補給金等交付申込書

(用紙は融資あっせん決定通知書と併せて発送します。)

(2) 支払金口座振替依頼書

(用紙は融資あっせん決定通知書と併せて発送します。)

※原則として融資金融機関(支店)とします。

(3) 購入した車両の自動車検査証の写し(車検証)

(4) 旧車両の登録事項等証明書、輸出抹消仮登録証明書(道路運送車両法第15条)又は登録識別情報等通知書(同法第16条)のいずれかの写し

※ポスト新長期規制適合車又は指定低公害・低燃費車購入の場合は不要です。

**毎年3月から翌年2月末までに支払われた利子への補給及び同期間分として支払われた信用保証料への補助を4月下旬頃に口座振替の方法で行います**(信用保証料を一括納入した場合においても分割納入したものとして補助を行います。)

## 《利子補給金と信用保証料補助金の交付について》

次の条件が満たされない場合は、利子の補給及び信用保証料の補助が受けられませんので、御注意ください。

- (1) 融資資金は、平成22年度東京都環境保全資金融資あっせん要綱に基づく自動車の購入の為に使用し、他の目的に使用しないこと。
- (2) 車両の購入(登録)は、融資実行後、原則として3か月以内に行うこと。
- (3) 新長期規制適合車への買換えの場合、完了届提出時に旧車両の抹消登録を必ず行うこと。

また、平成23年1月末日までに、東京都に上記完了届の御提出がない場合には、平成22年度分の利子補給金及び信用保証料補助金の交付は平成24年4月下旬頃となります。あらかじめ御了承ください。

## 《御注意いただく事項》

車両の購入・登録は、取扱金融機関からの融資実行通知を受けた後に行ってください。

取扱金融機関からの融資審査結果の通知前に購入・登録を行った場合、融資が実行されないことがありますので、御注意ください。

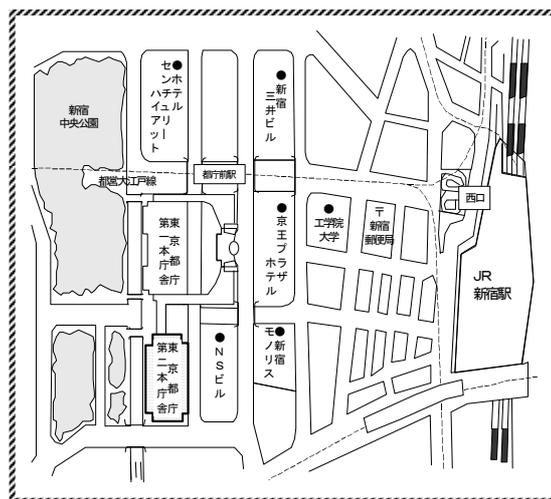
## 《取扱金融機関》

- 東京都民、三菱東京UFJ、東日本、みずほ、三井住友、八千代、山梨中央、りそな、千葉、横浜、北陸、群馬の**各銀行**
- **商工組合中央金庫**
- **都内に本店を有する信用金庫及び東京ベイ信用金庫**
- あすか、東、共立、江東、七島、青和、全東栄、第一勧業、大東京、東京厚生、東浴、中ノ郷、ハナ、文化産業、北部の**各信用組合**
- **東京都信用農業協同組合連合会**

## 《お問い合わせ先》

- 各取扱金融機関
- 東京都 環境局 自動車公害対策部  
規制課 低公害化支援係 融資担当

〒163-8001 新宿区西新宿 2-8-1  
電話 03 (5388) 3535 (直通)  
FAX 03 (5388) 1378  
東京都庁第二本庁舎 16階 北側



東京都環境局ホームページ

ディーゼル車規制総合情報サイト

<http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/jidousya/diesel/>

上記のサイトから「◎環境保全資金融資あっせん」をクリックしてください。  
制度の説明のほか、申込書をダウンロードすることができます。

☆指定低公害・低燃費車については、上記「環境保全資金融資あっせん」サイトの「融資対象」の項目から、指定低公害・低燃費車の説明を御覧ください。